

# 横浜市集会所エコリノベーション補助制度について

2023/04

## 1 目的

脱炭素社会の実現に向けて、新築住宅に比べストック数が多い既存住宅の省エネルギー改修等の対策を進めることが重要となっています。

本補助制度では、自治会町内会館及び共同住宅の集会所等（以下「自治会館等」という。）で省エネ効果を実感し、自宅の省エネ化につながるよう、市内の自治会館等の省エネルギー性能を向上させる、新築及び改修工事を行う費用に一部を補助します。

## 2 補助条件及び補助上限金額等

補助種別	必須となる補助対象工事	必須となる補助対象工事以外の補助対象工事	補助上限額
□自治会館等の新築工事	「6 補助対象工事及び補助金額」の表中に掲げる「A. 断熱工事」において、居室1室以上の全ての開口部に断熱性能の高い製品の導入を行う工事。	左欄の工事以外に実施する、「6 補助対象工事及び補助金額」の表中に掲げる「A. 断熱工事」	40万
□自治会館等の改修工事	「6 補助対象工事及び補助金額」の表中に掲げる「A. 断熱工事」及び「B. 断熱改修工事」において、居室1室以上の全ての開口部の断熱改修を行う工事。	左欄の工事以外に実施する、「6 補助対象工事及び補助金額」の表中に掲げる「A. 断熱工事」及び「B. 断熱改修工事」、「C.設備改修工事」	

※1 受付先着順。予算額に達した時点で受付を終了します。

## 3 補助対象

○横浜市内に存する次に掲げもの

- ・自治会・町内会館
- ・共同住宅の集会所等

○耐震性能を有する建築物（既存改修工事の場合）

次のいずれかの要件を満たすもの

- ・昭和56年6月1日以降に建築確認を得て着工したもの（増築等を含みます。）
- ・耐震性能について調査又は検証を行い、安全性について一定程度確認されているもの（エコリノベーション等工事の完了までに、調査又は検証が行われ、安全性について一定程度の確認が完了するものを含む。）

## 4 対象者

- ・対象の自治会・町内会館を管理する自治会、町内会及び地区連合町内会
- ・対象の共同住宅の集会所等を管理する組合

## 5 対象工事の発注先

工事金額（税込）が100万円以上となる場合は、市内事業者（本社・本店が横浜市内であるもの）への発注が必須となります。

## 6 補助対象工事及び補助金額

		補助対象建材・設備等	補助金額（※1）	仕様・備考
A. 断熱工事	開口部の工事	窓		
		外窓交換(※2)	大 5.0万円 / 箇所 中 3.0万円 / 箇所 小 2.5万円 / 箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>●以下の事業に登録されている建材であること。</li> <li>・一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下「SII」という）の「次世代省エネ建材支援事業」及び「高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業」</li> <li>・公益財団法人北海道環境財団の「既存住宅における断熱リフォーム支援事業」</li> <li>・国土交通省の「こどもエコすまいる支援事業」（対象製品のうち、性能区分がP・S・A・Bのもの）</li> <li>・経済産業省及び環境省の「先進的窓リノベ事業」</li> <li>●上記のほか、熱貫流率が2.3以下の建材であること。</li> </ul> <外窓・内窓> 大：2.8㎡以上 中：1.6㎡以上2.8㎡未満 小：0.2㎡以上1.6㎡未満
A. 断熱工事	開口部の工事	内窓設置	大 3.0万円 / 箇所 中 2.0万円 / 箇所 小 1.0万円 / 箇所	
		ドア	玄関ドア等の交換	大 8.0万円 / 箇所 小 3.5万円 / 箇所
B. 断熱改修工事	開口部の工事	ガラス交換	大 1.2万円 / 枚 中 0.9万円 / 枚 小 0.3万円 / 枚	<ul style="list-style-type: none"> <li>■以下の事業に登録されている建材であること。</li> <li>・SIIの「高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業」</li> <li>・公益財団法人北海道環境財団の「既存住宅における断熱リフォーム支援事業」</li> <li>・国土交通省の「こどもエコすまいる支援事業」（対象製品のうち、熱貫流率が1.7W/(㎡・K)以下の建材（GF/GE/GD/GC/GB/GA2/GA/GFS/GES/GDS/GCS/GBS/GA2S/GBS/GA2S/GAS/R3/R2/R1/W1/WB/WAのもの）であること）</li> </ul>

				<p>・経済産業省及び環境省の「先進的窓リノベ事業」</p> <p>■上記のほか、熱貫流率が1.7 W/(m<sup>2</sup>・K)以下の建材であること。</p> <p>大 :1.4 m<sup>2</sup>以上  中 :0.8 m<sup>2</sup>以上 1.4 m<sup>2</sup>未満  小 :0.1 m<sup>2</sup>以上 0.8 m<sup>2</sup>未満</p>
	既存床・外壁・屋根の断熱改修	床	1,000 円 /m <sup>2</sup>	<p>■床・外壁・屋根(天井)の各々の施工範囲は、自治会館等全体の範囲であること。</p> <p>■施工後の各部位の熱貫流率または熱抵抗値が現行の住宅の省エネ基準以上の性能となること。</p> <p>■補助金額の算出には断熱材使用面積を用いること。</p>
		外壁	800 円 /m <sup>2</sup>	
		屋根(天井)	800 円 /m <sup>2</sup>	
C 設備工事	創エネ設備の導入(新設・改修)	<p>・太陽光発電設備</p> <p>・蓄電システム</p> <p>(太陽光発電設備と合わせて導入する場合に限る。)</p>	3.0 万円 /種類	太陽光発電設備は3.0kW 以上であること

※1 補助対象建材・設備等の購入費用(消費税及び地方消費税相当額を除く)が補助金額未満の場合は、購入費用から千円未満を切り捨てた額を補助金額とする。

※2 古いサッシを窓ごと取り外し、新しい断熱窓を取り付ける工事。

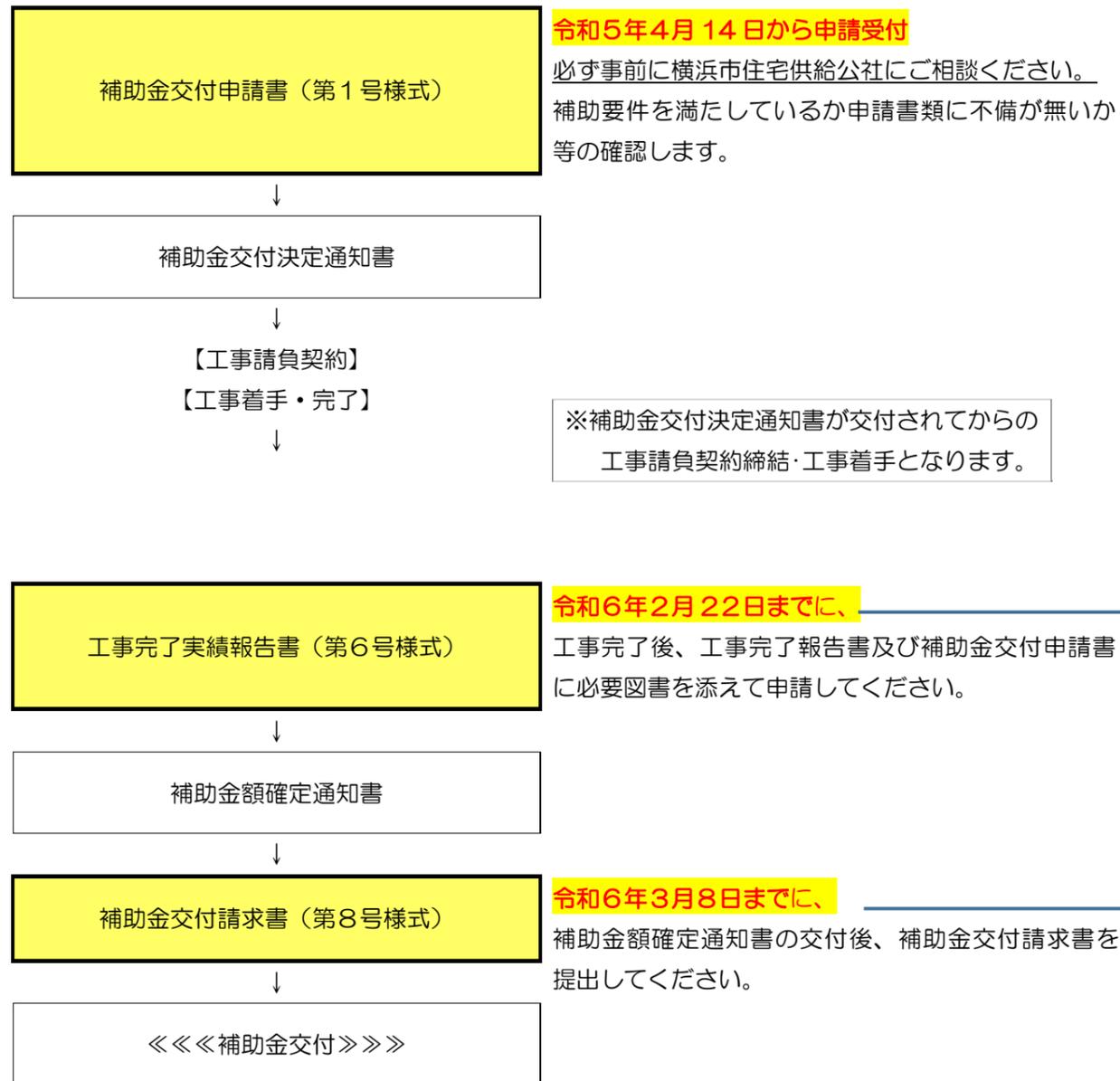
※3 新築時に断熱性能の高い製品を導入する工事については、別表中「交換」とあるのは「導入」と読み替える。

## 7 普及啓発への協力

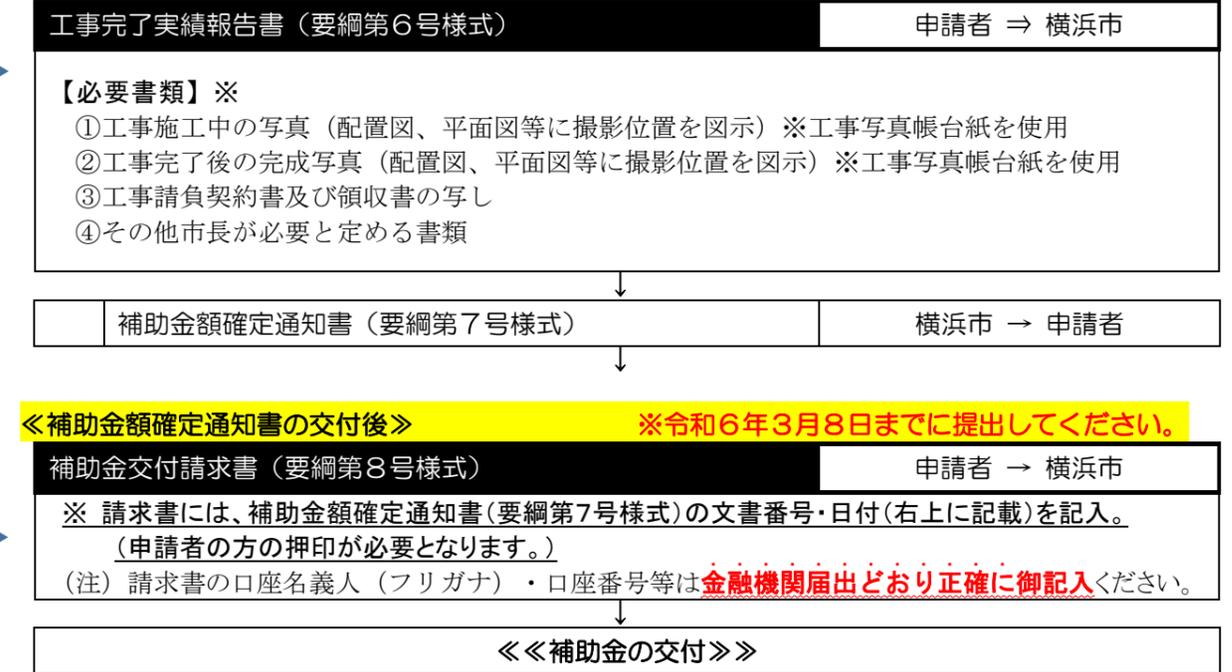
補助対象者には、次に掲げる普及啓発活動に御協力いただきます。

- 自治会・町内会館及び共同住宅の集会所等の断熱改修工事
  - ・サーモカメラ等により、改修前及び改修後の室内表面温度の撮影への協力
  - ・横浜市が行う省エネ普及促進事業の普及啓発の会場及び事例として無償提供
  - ・ホームページ、パンフレット及び展示等へ掲載するため、改修内容や改修前後の写真、図面及び各種データ等の公表、その他、アンケートなどの普及啓発活動への参加 等

## 8 手続の流れ（概要）



**<<工事が完了し、工事費用の支払が完了した後>> ※令和6年2月22日までに提出してください。**



### ◆お問い合わせ先（補助内容等の確認・申請書提出先）◆

※申請をされる方は、必ず事前に横浜市住宅供給公社にご相談ください。

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課（エコリノベーション補助担当）

（電話）045-451-7740

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8-1（ヨコハマポートサイドビル5階）

### ◆事業主体◆

横浜市建築局住宅政策課

（電話）045-671-2922